

慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）

2018年度入学試験 法学未修者コース 小論文試験 出題趣旨

問題文は、日本のうつ病論の特徴とその功罪に関して、医療人類学の立場から考察したものである。文中で、筆者は、うつ病の原因が精神医学的に解明されていない中、日本では、うつ病の原因として個人の素因（遺伝や生まれつきの気質）よりも社会的要因（過重労働等によるストレス）を重視し、うつ病になりやすい性格（メランコリー親和性）を社会的に形成されたものとみる特徴的なうつ病論が確立していること、このようなうつ病論の確立には、過労自殺した労働者への経済的補償をめぐる裁判例（とりわけ電通事件最高裁判決）が決定的な役割を果たしたことを指摘している。

問1では、「うつ病のストレス説」について適切に説明した上で、そのような考え方が日本で発展し確立した経緯を、電通事件の判決内容やその意義に触れながら、具体的に説明することが求められている。

問2は、問1で整理した、日本のうつ病論についての評価を問うものである。問題文には、日本のうつ病論の長所と短所が述べられているので、それらを正しく踏まえたうえで、自分の見解を論理的かつ説得的に述べることが求められる。問われているのは「うつ病論」の評価なので、うつ病対策のあり方を論じる際には、うつ病論を踏まえて論じる必要がある。